

官民競争入札等監理委員会
第169回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第169回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成28年3月9日（水）16:30～18:32

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- 政府所有米穀の販売等業務
- 電子計算機システム一式

3. 事業の計画（案）について

- 矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務
- 財務省行政情報化LANシステムの運用管理業務
- サービス産業動向調査

4. 契約変更（案）について

- 日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務
- 外国人就労・定着支援研修事業

5. 実施要項の変更（案）について

- 建設業取引適正化センター設置業務
- 東京湾合同庁舎等の施設管理・運営業務

6. 第30回公物管理等分科会 審議結果について

7. 第11回地方公共サービス小委員会 審議結果について

8. 官民競争入札等監理委員会の今後の在り方の検討について

9. 閉 会

○引頭委員長 皆様、こんにちは。本日は大変お足元の悪い中、御参集賜りましてありがとうございます。

定刻となりましたので、第169回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日の議題は、議事次第のとおりでございます。議題8につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

まず、実施要項（案）について御審議いただきたいと思っております。本件については、事業主体からの報告に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは「政府所有米穀の販売等業務」、「電子計算機システム一式」、以上2件の実施要項（案）について、石堂主査より御報告をお願い申し上げます。

○石堂委員 それでは、御報告申し上げます。

まず、資料1-1をごらんいただきたいと思っております。「政府所有米穀の販売等業務」ということでございます。「1. 事業概要」にありますように、平成22年10月から国の現業的業務の廃止ということで、国が直接やっておった業務につきまして、販売までの間に必要な一連の業務を包括的に民間業者に委託することが始まりました。平成23年の契約分から競争入札にかけているということでございます。

契約期間は政府保管米が5年間ということもございまして、約6年間という長い契約になりまして、今回の審議が6回目の契約ということになります。そういう事情がありまして、いまだに評価が1回も行われてないということがございまして、最初の契約部分が平成28年前半には評価実施予定ということになっております。

さらに、その下の「・」ですけれども、これは後ほど御説明しますが、平成25年度契約までは販売手数料のみを入札対象としてきたが、平成26年度契約より保管経費を追加、また物品管理手数料について入札による販売手数料と同額を適用ということを経まして、平成27年契約からは、販売手数料と物品管理手数料を統合した「取扱手数料」として入札対象としたという経緯がございます。なお、入札対象としたもの以外の諸経費は、農水省が算定した定額が支払われてきたということございまして、最初のうちの非常に小さい部分を入札にかけているときは、そのほかの入札対象外の定額部分が恐らく非常に魅力的であったということでしょう、非常に低い額の入札があり問題になったところございます。

参考資料委員限りというカラーのページがあるかと思っております。それをごらんいただきたいと思っております。表面に「政府所有米穀の販売等業務について」、その裏面にフローがございます。これがどういう業務であるかを見ていただくのによろしいかなと思っております。

まず「政府所有米穀」と言っているときには、いわゆるGATT(ガット)の国際協定に基づきましてMA米(Minimum Access)ということで海外から輸入する米を順次販売していく業務がありまして、年間約60万トン、それに対して国産米を5年間、何かあったときのために備蓄するというのが20万トン、こういう構成になっておりまして、MA米は上の絵にありますように、これは決して絵のとおり均等にはいかないのですけれども、どんどん売ってい

ってくれという世界でございます。国産米につきましては5年間はしっかり保管をし、最後の半年間で全数を売却するという形になります。それから、MA米については、加工用の米として売る部分と餌・飼料用に売る部分がある。国産米については5年間保管した後、全て飼料用に販売されるという構造になっております。

先ほどの説明と一部ダブるのですが、「政府所有米穀の販売等業務について」ということで、ページの中ほどにありますように、概算決定額で347億円ということで、非常に大きな事業でございます。先ほど手数料の入札だけだったというお話をいたしました、下の点線で囲ってある図のところをごらんいただきたいのですが、現在は取扱手数料と言っているものが、最初は販売手数料と物品管理手数料に分かれておまして、そのうち販売手数料のみを最初は入札にかけたということでございます。物品管理手数料含めても47億円ですから全体の10%強（13%）くらいということでございました。

その後、その右側にあります保管等経費の中の保管経費、これは倉庫料と考えていただければよろしいかと思うのですが、そのところも含めまして、これで大体70%以上が入札対象になった。最後に今回運送経費も入札対象として含めることで98%、ほぼ全部と言ってもよろしいかと思いますが、入札対象になったということでございます。

逐次、少しずつ入札の対象を広げてきた感じがございますけれども、農水省といたしましては、この備蓄米という性格から、この業務に関して条件が悪くなることで末端の倉庫業者、運送業者がこの業務から離反していくと備蓄業務そのものが崩壊しかねないということで非常に慎重に進めてきたということでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、今回の契約では、ついにといいますか、運送経費についても入札対象にするということで、ほぼ全体が入札対象になったということでございます。

また、資料1-1にお戻りいただきたいと思うのですが、その経緯を踏まえまして、「2. 昨年度までの入札監理小委員会の審議を踏まえた対応について」ということで、今回から運送経費について新たに入札対象に追加したということでございます。

その結果、下の5行、かぎ括弧でくくってありますが、入札の際には保管経費、これは先ほど言いました倉庫代と考えていただければよろしいのかと思いますが、保管経費とその下にあります取扱手数料（販売手数料、保管中のさまざまな検査等にかかるお金）、それに最後に「+」が2つ並んで下線してありますけれども、今回から新たに加わった運送経費、それにつきまして加工用と飼料用に分けて金額を提示してもらうということでございます。この5行のところにトン数などの表示があるのですが、ここに説明がございませんし、実は非常に複雑でございます。

それで要項の10ページをお開きいただきたいと思うのですが、10ページに「落札者の決定方法」ということが書いてありまして、その下に【算式】とございます。【算式】のところの注意書きが「※1」、「※2」、「※3」、「※4」とございまして、黄色くした部分が今回から新たに入札に係る部分でございます。ただ、そのほかの部分でも結構複雑でございまして、先ほどの資料1-1で保管経費のところ、1,160万トンという数字が出て

くるのですが、これは10ページの「※1」にありますように、実は5年間以上にわたる保管期間を10日単位で、保管期間1期として見る形をとっておりまして、5年強でございますので、全体で「174期」に該当する。それで国債米の保管の米穀20万トン、これに期間の174を掛けまして、この発注は3つの受託事業体に任せる仕組みになっているところから、最後にそれを3で割ると、先ほどの1,160万トンという数字が出てくるということでございます。

それから、次の手数料部分でございますけれども、こちら資料1-1には60万トンという数字が出てくるので、何かMA米と紛らわしいのですけれども、これはMA米と国産米それぞれの販売数量、また保管のときの数量を考えて、また、それを3で割った数字が60万トンになるということがこの「※2」に書いてある内容になります。

それから、「※3」、「※4」にありますのが、今回から対象にした運送経費なのですが、これにつきましては、加工用の原材料に使うものと飼料用に分けて価格を問うということにしております、加工用と飼料用で運送距離にかなり差があるということで、その平均距離を業者から資料をとって、それを把握した上で条件の違いから、加工米と飼料用に分けて価格を問うことにしたということで、資料1-1の先ほどの最後の「+」の2つの部分にはそれぞれそのことが書いてあるということでございます。

これも国としては、加工用のほうが価格がいいものですから、なるべく加工用を確保したいということで、全体の20%はぜひとも加工用に売ってほしいということで、その部分と残りの飼料用部分、それに分けてトン数を決めて価格を問うということで、やや複雑な計算ですけれども、この4つの要素を合算したもので落札者を決めていく方式をとっているところでございます。

次に「3. 実施要項(案)の審議結果について」ということですが、小委員会としては、今まで入札の対象を広げるように検討をしてくださいと言って来た中で準備広げられてきて、今回ついに運送経費まで入札対象になったことで、一応それを評価するというところでございました。

ただ、パブリック・コメントの中で、【論点1】にありますように、受託事業体が外国産米穀の加工原材料用販売に取り組みず、飼料用に販売するという事態は適正ではない。それを何とかしてほしいという意見がございました。これは先ほど言いましたように、加工用と飼料用で少し条件が違ってございまして、実は加工用については販売先を見つけるためにかなり努力が必要だという実態があるようでございます。ところが業者の中には、最初から加工用と称しながらもその努力をしない前提で非常に低い価格でとってしまうのが見られる、というのがパブリック・コメントの指摘でございました。

これに対して農水省では、それを何とかするための対策を検討するというところで小委員会へ上がってきたのですが、我々としては、これは非常に重要な問題なので要項にきちんと書くべきであるということで検討をしていただきまして、その結果が要項の3ページをごらんいただきたいと思うのですが、3ページの中ほど、黄色く塗ってあります4行、「た

だし」書きです。「加工原材料用の用途に販売する予定の数量として第5の2(2)③に基づき入札書に記載した数量については、飼料用に販売する場合であっても、当該数量に、加工原材料用の入札単価を乗じて得た金額を支払うものとする」ということを国が明記して、すり抜けを防ぐ、できるだけ加工用にきちんと売ってもらうような措置を講じたということでございます。今、申し上げたのが、1-1の最後の行の【対応】のところでございます。

もう一つ、【論点2】として、運送経費を入札対象にするに当たりまして、今はトン当たりの価格で入札してもらっているのですが、これはむしろ「トン・km」当たりになれば、非常にすっきりするのではないかという意見が出ました。

ただし、これにつきましては、もしトン・kmでやったときには、実際に何キロ運んだかという実績を農水省がフォローしなければならないということで実際はかなり無理があるということで、加工用は約100km、飼料用は150kmという平均的な運送キロ程でもって、それを勘案した入札をしていただいて、あとは農水省としては運んだトン数だけフォローすればいいようにしていくということで、事務上の都合もございまして、これは今のトン当たりの価格でいきたいということでした。

「4. パブリック・コメントの対応について」は、先ほど申し上げました加工用と称して飼料用に売のを何とかしてくれというのが主たる意見でございまして、これに対しては、先ほど申し上げたような対策を講じたところでございます。

「政府所有米穀の販売等業務」に関しましては以上でございます。

もう一つがシステム案件でございまして、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所『電子計算機システム一式』民間競争入札実施要項(案)」でございます。これもカラーページが1枚ございまして、この絵でございまして、真ん中ほどの赤枠で囲ったところが対象業務ということになります。

ただ、これは資料2-1に戻っていただきますと、やや特徴的なのが、3番目の「・」のところ、「端末機器、複合機を除くサーバー機器、ネットワーク機器、ソフトウェアライセンスの調達とリース契約等を民間事業者が代行し」というところが1つの特徴かと思えます。

実施要項(案)の審議につきましては、余りシステム関係として大きな問題点はございませんで、1つには支払期限が「40日以内」という表記がございまして、40日後にする理由、これは中小企業庁の規定には抵触しないようでありますけれども、40日ということについてどうなのかという話になりました。ただ、これは現事業者と話し合いの上、40日より前に払っているという実態があるようなので、それならば新しく入る業者はどうしても「40日」に目を奪われてしまうわけだから、きちんとしたほうがいいのではないかとということで、【対応】のところにありますように、「適正な支払請求書を受領した日から40日以内の当研究所及び請負者が協議して定めた期間内に、」と修正していただきました。

あと、スケジュールにつきましても、「現行請負業者以外の他業者が参画している場合

は結合テスト等の連携作業もあると考えるが、スケジュールを明確にしたらどうか」ということを申しまして、これにつきましても、2-1の裏面にありますように、民間事業者が不安を持たないように、「他業者との連携調整は当研究所が行う」という記載を追加した次第でございます。

最後に情報の開示ですが、これもほかの案件でもよく出るわけですが、要項に書いてある情報開示だけにとどまるのではなくて、開示の希望があればできる限りオープンにしていくべきだということございまして、実施要項の中に「現行請負者が保有する情報の開示について明記をした」という次第でございます。

最後、「3. パブリックコメントの対応について」でございますけれども、37件の意見が提出されましたが、非常に調達仕様部分のテクニカルな内容ございまして、要件の明確化等について必要な修正を行った。

また、これも1つの継続している課題でございますけれども、新規業者から「現行請負者が有利ではないか」という指摘が幾つか出ておりまして、それにつきましては、入札参加意欲がそがれないように丁寧な回答をしたという次第でございます。

私からの説明は以上です。

○引頭委員長 石堂主査、ありがとうございました。

ただいま御説明がございました内容について、御意見・御質問等がございましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 「政府所有米穀の販売等業務」に関しては、問題点の指摘とそれに対して実際関係部署が入札の仕方をどう変えたかということについては、加工米と飼料米の違いに関して、うまく政策目的に誘導できるような工夫をきちんとされてきたと思うのです。こういうふうなやり方で、入札が高度化していくと政策目的も合致していい結果が出るのではないかと思いました。私はこういうやり方、工夫を重ねていくことはいいことではないかと思いました。

○引頭委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。「政府所有米穀」の件につきましては、これで入札対象となる範囲も98%まで広がるなど、かなり工夫されました。稲葉委員の御指摘のとおりかと思えます。ありがとうございます。

ほかにございますか。

「電算機システム」の件についても、新規事業者に誤解がないように表記を変えられたということで、こちらも工夫されたと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により「付議」されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として「異存はない」ということにいたします。

続きまして、事業の評価（案）について御審議いただきたいと思えます。

事業の評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づき、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」、「財務省行政情報化LANシステムの運用管理業務」、「サービス産業動向調査」、以上3件について、事務局より説明をお願いします。

○小八木参事官 それでは、御説明させていただきます。

まず1件目、「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」でございます。お手元に資料3-1等、資料3シリーズの一番最後にポンチ絵がございますので、あわせてごらんいただければと存じます。

「1. 事業概要」でございますが、全国の刑務所を結ぶネットワークの運用及び保守・管理に関する各種業務ということで、資料3-1にずらっと書いてございますけれども、ハードウェア管理、ソフトウェア管理、ネットワーク管理、セキュリティ管理、データ管理、障害対応等の運用及び保守・管理といった業務を委託しているものでございます。

実施期間は、今回は3期目の評価になってございまして、平成27年4月から9か月間、平成27年12月31日までの期間の評価となっております。これは3期目の後にシステムの更新を控えていたために契約期間9か月になった次第でございます。なお、4期目の実施要項につきましては、既に昨年6月の委員会において御審議をいただいた事業でございます。

応札者は今期につきましては1者であったということでございます。

「2. 事業実施に関する評価」としまして、確保されるべき質として設定されたものは4点ほどございますが、利用満足度、本システムの可用性、本システムの重大障害件数、こういったものについて全て要求水準を達しているということでございます。

それから、民間事業者から運用の効率化を図る観点から改善提案がなされておりますけれども、現在提案に基づく実施につきまして、4期目の業務委託者との調整も必要なことから、発注者である法務省で検討中ということでございます。

今期、経費に関しまして市場化テスト実施前の従来経費に比べて70.4%の経費が増加しております。これに関して若干御説明が必要であろうかと思えます。「3. 実施経費に関する評価」の2パラ目でございますけれども、増加の要因としては、1期目の実施状況に係る入札監理小委員会におきまして、一般的な同種業務と比較して非常に安価であり、現行受託者以外の者が相応のリスクを抱えなければ入札に応じることができないといった御指摘がございまして、3期目から予算を適正化したところでございます。それ以外にはバックアップセンターへの問い合わせ件数が増加傾向にあり、あるいは次期事業者への引継ぎ期間を3か月とったことで70.4%の経費増加となったところでございます。

「4. 今後の事業」でございますけれども、本事業について、先ほど申し上げましたように、1者応札で経費も1件増額になっておりますが、同じ発注者・法務省が事業をやっておりますので、次期の4期事業を見ますと、既に2者応札をそのまま達成して競争性は確保されているということ。それから、適正化された3期目の予算に比べると、3期目と4期目を比較しますと経費は15.9%削減されているということ。また、特に問題がなければ

終了プロセスを積極的に活用していくことが望ましいといったことから、今期をもって市場化テストを終了することとしてはいかがかと考えておる次第でございます。

続きまして、2件目の「財務省行政情報化LANシステムの運用管理業務」について、お手元の資料4-1を中心に御説明させていただきます。

「1. 事業概要」の事業内容といたしましては、財務省の行政情報化LANシステムに係る①運用管理手順書等の作成業務、②問い合わせ業務、③申請受付業務、④マシンオペレーション業務、⑤FAQの作成及び修正業務、⑥作業日報・管理台帳の作成及び報告等業務でございます。

実施期間は、平成25年9月1日から平成28年12月31日までの3年4か月となっております。

応札者は2者でございます。3者応札をしたのですが、うち1者が要求項目の不備により不合格であったことで2者となっております。

「2. 事業実施に関する評価」でございますけれども、確保されるべき質として設定された6点、(1)ヘルスデスク満足度調査、(2)基準時間完了率(電話)、(3)基準時間完了率(メール)、(4)問題解決率(問い合わせ全体)、(5)申請引継時間(1時間以内)、(6)セキュリティ対策・当該業務に起因する重大障害件数といったものについて全て要求水準を達成しているところでございます。

また、民間事業者からは、口頭やメールでの情報伝達をデータベース化及び異動時に周知する端末の操作マニュアル内容の見直し。異動時が結構いろいろと問い合わせ業務が発生するものですから、こちらのほうを整備するという事で、民間の創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献していると考えられます。

「3. 実施経費に関する評価」、経費削減につきましては、従来経費と比べて、絶対額では64万円、率にして5.6%の削減効果があったところでございます。

「4. 今後の事業」でございますけれども、本事業は実施状況が良好であり、経費も削減されているところでございます。また入札において2者の応札があり、競争性が確保されていることから、今期をもって、これについても市場化テストを終了することとしてはいかがかと考えておるところでございます。

最後に3件目の「サービス産業動向調査」について御説明させていただきます。お手元の資料の5-1と参考資料を御用意してございますので、あわせてごらんいただければと思います。

「1. 事業概要」としましては、参考資料にございますように、サービス産業動向調査自体の事業の目的ですけれども、サービス産業の生産・雇用等の動向等を把握し、GDPの四半期別速報(QE)を始めとする各種経済指標の精度向上やサービス産業に関する政策の企画立案に資することを目的として行われている調査でございます。

委託業務につきましては、このサービス産業動向調査における調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収、受付、また回収率上げるための督促、照会対応、個票審査、データ入

力などが委託業務となっております。

調査は毎月の月次調査と年1回の拡大調査からなっております、それぞれにつきまして、企業及び事業所に調査を行うものでございます。

月次調査につきましては、企業数1万3,000社、事業所数2万6,000箇所。拡大調査については、企業数9,500社、6万7,000の事業所に調査票を配布して回収することとなっております。

2期目の契約期間は、平成26年8月から平成29年3月までの2年8か月間となっております、応札者数は2者となっております。

評価につきましては、確保されるべき質については、最初の2点(1)、(2)につきましては、あらかじめ定めたスケジュールに沿って確実に実施されておりますし、総務省が貸与した受託者マニュアルや応答事例集に沿って確実に業務が実施されたということでございますけれども、(3)目標回収率の表をごらんいただきたいと思いますが、月次調査の速報は、目標回収率50%に対して、実績は企業、事業所それぞれで48.4%、49.6%ということで惜しくも届かなかった。

拡大調査につきましては、企業で目標の55%に1%届かなかったという状況でございます。

あと、民間事業者からの改善提案としましては、調査客体の負担軽減を行い、あるいは督促対象の事業所を拡大して、回収率の向上に寄与する工夫が見られたところでございます。

「3. 実施経費に関する評価」につきまして、先ほどの月次調査につきましては、単年換算で8.3%、絶対額で2,894万円が削減されたところでございます。

拡大調査につきましては、市場化テストの導入前にはやっております。市場化テスト1期目からの開始でございますので、1期目と比較したところ、1年で1,163万円削減されているところでございます。

「4. 今後の方針」でございますが、回収率以外に確保されるべき質や民間事業者からの提案、経費削減につきましては一定の効果があったと評価されるところでございますけれども、一方で「回収率」につきましては、一部で達成しているものの、月次調査における速報、拡大調査の企業につきましては、残念ながら1%程度届かなかったところでございます。また小委員会におきましても、発注者の総務省としては、引き続き、それぞれの目標回収率を維持していきたいということでございましたので、月次調査については、速報回収率の達成に向けた効果的な督促方策を検討すること。

拡大調査については、企業等調査において、地域・規模・産業別等の回収率が低い箇所への重点的な督促方法を検討することとしまして、引き続き、民間競争入札を実施することにより民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の向上及び経費の削減を図っていく必要があるということでいかがかと考えているところでございます。

以上3件、よろしくお願いたします。

○引頭委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明がございました内容について、御意見・御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。最初の2つは経費含め、成果を出していることから卒業させて、最後の件については回収率が未達となっていることから続けたい、ということなのですが。

○石堂委員 よろしいですか。

○引頭委員長 石堂委員、お願いします。

○石堂委員 最後の案件は50をちょっと切ったという、ちょっと切ったところで、またやるのだろうかという議論も多少ありました。省庁のほうも、別に50という数字が絶対ではないというのもありまして、もう1期やってみて、その辺をどう見るかということも考えていただくことになろうかなど。審議の経緯みたいな話ですが。

○引頭委員長 ありがとうございます。稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 私も前2者についてはそれでよろしいと思いますし、サービス産業動向調査に関しても、この結論自体は適切ではないかと思うのですね。焦点の例の回収率ですけれども、石堂さんが今おっしゃったように、50%がいいかどうかというのはなかなか難しいのですけれども、私はもうちょっとしっかり回収状況を吟味されたほうがよかったのではないかな。そういう意味でもう一回きちんと調査をされることが望ましいと思います。

というのは、こういったお仕事は、単にアンケート用紙配って回収したら回収したということにはならないわけで、全然書いてないかもしれないわけですね。あるいは結構書いてあるのだけれども、一部がたまたま抜けてしまっているということもあったりして、それがもし不可抗力でないのであれば、あいている項目について埋めてくださいとか、そういった形で、回答の質を高めるような努力も、この回収作業の中に多分入っているのだらうと思うのですね。さらに疑うと、勝手に自分でマルつけて回収したみたいな感じになったりする、悪いことが行われてないかどうかということも含めて、もう少し回収状況について吟味していたほうがよろしいのではないかな。そういう意味では、この結論でよろしいのではないかと思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。もし勝手にアンケート用紙に記入するようなことがあれば、それは大変なことになってしまいます。さすがにそれはないとは思いますが、御指摘のとおり、今後さらに工夫されるということですので、そうした質も含めてもう一期、様子を見るということでございますね。

○稲葉委員 私が属していた組織でも、アウトソースでなくて、自分で公的なアンケートやっていた経験があるわけですがけれども、本当にアンケート用紙に対する回答というのは千差万別ですね。大体言われるほうは面倒くさいわけだから、期待どおりにきちんと書いているわけでは必ずしもないのですね。でもそこをないがしろにすると、この調査自身の精度がどんどん落ちてきちゃうわけで、お金は節約できるけれども、精度が落ちてしまうことではよくないので、そこをバランスしているか、チェックする必要があると思います

ね。

○引頭委員長 ありがとうございます。清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。ただいまの御指摘は非常に重要なところだと思います。こういう公的統計につきまして、「回収率」という量的な指標ももちろん重要なのですけれども、ただいま「回答の質」ということで御指摘がありました。今回も今後の方向に向けて、資料5-1の2ページ目の上の(4)に「民間事業者からの改善提案」ということで、それを「確実な実施に反映する」とか、あるいは「督促をすることを重視する」とか、「今後の方針」でも具体的に「調査開始当初の速報回収率が低いので、まず重点的に」やろうとか、かなり具体的に改善の方向も民間事業者とともに検討されているようです。そこで、御提案のとおり、もう一期していただくことがよいと思います。このサービス産業にはGDPベースで就業者も多いですし、サービス産業についてしっかりとした統計をとっていくことの意義は大きいので、私もぜひ継続するということで進めていただくことが、ほかの統計調査に与える影響を考へても有意義ではないかと思つて賛成をさせていただきます。

以上です。

○引頭委員長 どうもありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事業の評価(案)につきまして、監理委員会として「異存はない」ということでよろしいでしょうか。それでは、監理委員会として、「異存はない」ということにかたします。

続きまして、契約変更(案)について御審議いただきたいと思つます。本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、「日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務」について稲生副主査から御報告をお願いいたします。

○稲生委員長代理 資料6-1、6-2、参考資料が2種類ついでございますので、適宜御参照いただければと思つます。

まず、資料6-1でございますが、当契約の変更ということですが、簡単に申し上げれば、警備業務についての追加変更でございます。3本の変更契約を行ったということでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

「1. 経緯」でございますけれども、最初の1番のところに長く書いてございますが、日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の施設・運營業務については、5年間の期間で現在2期目を実施しているというところでございます。注目を浴びている案件でもございますので、参考資料委員限りという茶色のマトリックスが入っている表をごらんいただきますと、中身はともかくとして、国立霞ヶ丘競技場、対象施設がいろいろあつて、それなりの経費、2億円とか、こういったような経費で管理をお願いしている。このほか国立代々木競技場であるとか、スポーツ科学センター等のものでございまして、これを包括的に民

間に行っていたらと、こんな事業でございます。

また、資料6-1に戻りますけれども、既にいろいろとこういう大規模な事業でもございますし、また例の霞ヶ丘競技場、いわゆる国立競技場でございますが、この改修というのもございますので、逐次、必要に応じて契約変更を行ったということでございます。

やや、パラグラフ飛びますが、「しかしながら」というところをごらんいただきますと、安倍総理が昨年整備計画を白紙に戻し、ゼロベースということで見直しが発表されたところでございますけれども、この絡みで、今回の警備業務についてのいろいろな変更があったということでございます。

具体的には、まず1本目の変更契約がこの霞ヶ丘、つまり新国立競技場の部分でございます。この部分の1年間の遊休地に関する警備業務の追加ということです。これは具体的には「2. 契約変更の内容等」と「○」がございますが、その下の(1)に相当するものでございます。これが1本目。

また、戻りますが、2つ目が、上の1. 経緯の「また」に書いてございますが、新たに東京都等から借用した部分の土地があるということで、この部分についての個別の管理が必要、つまり警備業務が必要になったということでございます。2番の変更内容でいうと、(2)①平成28年1月26日の契約変更、つまり2本目に当たるものでございます。

それから、もう一本ございまして、1. 経緯で申し上げますと、一番最後のパラグラフの2行「さらに」というところがございますが、当初予定していなかった警備、このあたりについての話はまた後で申し上げますけれども、これも警備業務で追加せざるを得ないということございまして、これが下の2番で申し上げますと、(2)②ということで、これが3本目の変更契約、大体全貌がこんな感じです。

背景については、また資料変わりますけれども、右肩に委員限り審議後回収という資料がございますのでごらんいただければと思います。地図があるペーパーでございます。上から「●」が書いてございますが、ざっと見ていただきますと、先ほど申し上げました国立霞ヶ丘競技場ですけれども、いろいろあって、本来であれば施工業者が管理すべき話だったのだけれども、工事業者自体が決まっていなかったとか、設計がどうのとかあるわけがございますので、この部分に、実は2つ目の「●」にも書いていますような不法占拠の問題が生じてございます。既に皆さんニュース等でごらんいただいていると思いますけれども、こういった事件と聞いていいと思いますが、こういったようなことがあり、あるいはいろいろと反対活動等も不規則、突発的に行われている等がございまして、結果的には警備の体制を強化しないと正直言って、この団体そのものの活動自体に影響が及ぶような状況になっているということでございます。

これをまとめているのが「変更契約とする理由」という箱の中でございまして、いずれにしても、こういったようなことが背景にあるということです。あとは地図を見ていただければいいと思います。

それで検討内容でございますが、資料6-1に戻りまして、裏側でございますけれども、

上のほうから見ていただければと思いますけれども、今回こういうような形で事情が生じて3本の変更契約をせざるを得ないということでございますが、ただ、これもまた皆さん御存じのように、いろいろと中身どうなるかわからないということもございますので、とりあえずは変更契約はしておきながら、また今後の更新の余地もあるということはお含みおきください。

次、「○」4つ書いてございますけれども、これはそうは言いながらも、きちんと我々として検討しなくてはいけないということで考慮すべき点を4点整理したものでございます。

まず1つ目、契約等の事項に反しないかということでございますが、1つ目の「○」に書いているような「やむを得ない事由」ということで大丈夫であろうと判断をいたしました。

それから、業務内容、質に影響しないのかどうかという問題でございますが、これも今回やむを得ないいろいろな事情があつて警備業務を追加せざるを得ないということでございまして、本業についての質に関しては維持されると判断をしております。

それから、実施経費でございますが、確かに増額とはなってしまうかもしれませんが、これはなるべく一本化して警備業務も発注しよう。つまり効率的に発注しようという配慮もございまして、増加はするのだけれども、不要なコストはなるべく削減していこうという試みでございますので、趣旨は了としてよかろうと考えております。

契約期間でございますが、これも先ほど申し上げたように、今後もいろいろ変化が予想されるわけですが、事業が終わった段階ではきちんと書面で報告を求めると先方に言っておくという次第でございます。

以上から、先ほど表面にも書いてございましたけれども、公共サービス改革法の趣旨が損なわれることはないかと小委員会では判断したところでございます。

それで、注意事項的なことを、若干「3. その他」というところに書いてございまして、ごらんいただきますと、事業評価に関しては、こういういろんな変更がございまして、ことしの6月にきちんと行いたいと考えてございます。

それから、今後の変更の予定ということで、先ほど申し上げたところでございますけれども、次の「○」に書いてございますように、代々木競技場やナショナルトレーニングセンターでも実は施設の改修があるということもございまして、平成29年3月までに事業評価を行いながらも、さらなる変更はあるだろうと予測してございます。

等々でございまして、いずれにしましても、今回はやむを得ない変更という形で申し出がございました。また小委員会でもこの3本の警備業務についてもやむを得ない変更であるということで承認をしたところでございます。

以上でございます。御審議をお願いいたします。

○引頭委員長 稲生副主査、御説明ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、御意見・御質問ありましたら御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○石堂委員 よろしいですか。

○引頭委員長 石堂委員。

○石堂委員 別に重箱の隅をつつくつもりもないのですけれども、経緯の最後のところで「さらに」というのがあって、「本部事務所等においても当初予定していなかった警備を増強する必要が生じたため」という文言があるのですが、これは先ほどの審議後回収にあるように、これも不法占拠者絡みの理由だという理解なのでしょうか。

○稲生委員長代理 この件についても、いろいろ反対をする方たちが来られたりとか、こういうこともあると聞いております。

○引頭委員長 よろしいですか。不法占拠等、そういう難しい環境を含め、まだいろいろなことがきちんと決まってないという中で、今回は見えている部分について契約変更を既に行ったことを監理委員会に報告されたという位置づけかと思います。今後またいろいろな変更が想定され、ことしの6月の事業評価、そして、その前後にまた様々な契約変更があるかもしれませんが、都度、都度対応していくという御方針ということだと思います。今、伺っていると非常に御丁寧に審議していただいた様子がよくわかりました。ありがとうございました。

では、よろしいでしょうか。関根委員、お願いします。

○関根委員 済みません、1点、期間の関係を確認させていただきたいのですけれども、資料6-1の最後に、契約期間の関係もわかりやすく書いていただいているのですけれども、こちらは競技場の跡地の巡回警備というのは12月まであくということがはっきりしているのです、ここは12月末で、そのほかのものは、28年3月31日でかなり近いのですけれども、これはこの後どうなるか、まだ見えてないからやっているということですのでけれども、結構近いので、また延長する可能性もあるといったイメージで考えておいてよろしいでしょうか。

○稲生委員長代理 間違いございません。

○引頭委員長 稲葉委員。

○稲葉委員 若干全体的に違和感があるのですけれども、例えば競技場なら競技場ができて、それを警備するとか、運営するという割ときちんとした契約内容が書けるのだろうと思うのです。ところが建てたり、建てようとしたり、空き地になっている状況の中の管理で、不法占拠者がいるとか、侵入者がいるとか、そのような場合どこまでうまくコントロールすれば契約者は責務を果たしたことになるのかとか、結構不規則なことが将来起こりそうな中で、こういう契約をやる、変える。そうせざるを得ないだろうと思うのですけれども、それ自体若干無理があるのではないかという感じがあって、むしろこういうのはアウトソースしないで、例えば、これまで国立競技場の警備に当たっていた人が、なくなっちゃったわけですので、そういう人たちはいるわけで、そういう人たちができるまでの間、引き続き管理をするとか、何でもかんでもアウトソースすればいいということでも

ないのではないかと思う反面、そういう議論をする必要はないかと思うのですけれども。

○引頭委員長 これは事務局からお願いします。

○事務局 お答えさせていただきます。もともと国立霞ヶ丘競技場（国立競技場）のほうは、アウトソースというか、警備会社をお願いをして警備をしていただいておりますので、倒した段階もまた結局同じ事業者にやっていただいているというようなことでございます。

○新田参事官 少し補足させていただきますと、もともと霞ヶ丘競技場はラグビーのワールドカップを想定していたのですけれども、オリンピックは想定してなかった部分があります。それが後から入ってきた。つぶした後にすぐに工事に当時は入る予定だったものが、工事がいろいろあって、設計の期間があって1年間先送りされてしまって、結局だれも面倒見ることができない期間が1年間できてしまって、それについて、従来の延長で今回は管理をせざるを得ないだろうということで警備がふえたと。

その他の部分につきましては、都から同じ競技場の敷地として借地をしている、借地分解することになったわけでございますけれども、その部分についていろいろと新たな問題が生じていることもありますので、個別にここだけ発注するというのは合理的ではないので、この警備については一体的にやりましょうと、そういう整理をしたということでございます。

○稲葉委員 そういうことなのだろうと思いますけれども、何でもかんでも1対1対応をしなくてはいけないということでもなくて、例えばお役所の中でもそのような施設を管理している部署の人たちが一時的にはそういう対応をするということもあっていいのではないか。そういうことをオーバーホールに考えたときに、ややこしいことを民間にアウトソースして、結果的にコストが安くなるかどうかという、そう単純には答えが出てこないのではないかという感じがしますけれども。

もっと手っ取り早く言えば、例えばおまわりさんなんかに警備に回ってもらえばいいのではないのかとか、あり得るわけでしょう。

○新田参事官 管理者が警備をするというのが大前提だと思いますので。

○稲葉委員 そこは今は空き地になっているわけですね。

○新田参事官 管理者が今の段階ではスポーツ振興センターであるということから、スポーツ振興センターが責任持って管理しなければいけない。みずから管理をするという、警備の職員持っているわけではございませんので、その部分は従来から発注していたところに改めてお願いをしているという形です。

○稲葉委員 お役所でもそういう公的施設の管理・運営する仕事をしている方々いらっしゃいますよね。

○新田参事官 警備は外注しているケースが大半でございます。

○稲葉委員 大半。まあ、いいですけども。

○引頭委員長 今回は緊急避難といいますか、いろいろな想定外のことが生じたことをうけて、これが最善策ではないかということで、小委員会で御議論いただいた結論かと思ひ

ます。

それでは、よろしいでしょうか。公共サービス改革法第21条第2項の規定により「付議」されました契約変更（案）につきましては、監理委員会として「異存はない」ということにいたします。

引き続き、契約変更（案）について御審議いただきたいと思えます。

それでは、「外国人就労・定着支援研修事業」について、尾花主査から御報告をお願いいたします。

○尾花委員 御報告いたします。厚生労働省の「外国人就労・定着支援研修事業」について契約変更の必要が生じ、小委員会で審議を行いましたので、その結果を報告いたします。まず、参考資料委員限り、横長の資料をごらんください。

この業務の概要としましては、真ん中にございます研修対象者であります定住外国人、この方に対して研修内容といたしまして、受講者の既存の日本語能力に合わせ、日本語教育等のコースを設定するという事業でございます。受託事業者がみずから研修をするというわけではなく、コースを設定するという事業でございます。

この事業につきましては資料7-1にお戻りください。

「1. 経緯」の（2）状況の最初の「○」では、本事業は、昨今の労働力事故の減少、それに伴う人手不足産業や成長産業での人材確保に対応するため、外国人材の活用も含めた支援を行う必要性から実施されております。

ところが、この必要性が次の「○」に記載のとおり、近年増大する傾向にございました。1点目といたしましては、定住外国人数は増加傾向にある一方、労働者が占める割合は依然として4割に満たない低い水準にとどまっております。

それについて、また地方自治体からも定住外国人は日本での就労制限がなく、日本語能力を高めることで労働力として活躍できる可能性が大きいこと、にもかかわらず、就労に移行することにより、安易な生活保護への移行を防ぐ等の観点から、ぜひこの事業の拡大が要望されてきておりました。

そこで、この必要性から外国人就労定着支援事業の拡大について契約の変更をしたいと厚生労働省から提案がございましたので審議をいたしました。

おめくりいただきまして、次の裏のページの一番上に（変更前）と（変更後）の事業の変更内容が記載されております。対象人数につきましては、4,000名から4,200名、コース数については240コースから250コース、実施地域：15都道府県80箇所から16都道府県88箇所にふやすという内容でございます。

この点につきまして、もう一回、資料7-1の最初のページにお戻りいただきまして、「（2）状況」の下から2番目の「○」のところなのですが、この実施要項においては「実施地域については毎年度見直しを行うとともに、状況に応じて委託者から契約額の範囲内で年度途中に実施地域の変更を依頼することもあり得る。」ということで、変更が一定想定されていたのですが、今回の変更につきましては契約金額も増額いたしますし、対象者

数、コース数、実施地域も増加するために変更が必要となりました。

次の裏のページの「3. 審議における論点」の部分をごらんください。このような変更については、対象公共サービスの改善のため、又はやむを得ない事由によるものなのか。それから、このような変更をすることによって入札手続の透明性や公平性が損なわれるものでないか、この2点から検討いたしました。

検討については下の(2)に記載されております。

本事業は、定住外国人に日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進を図り、我が国の人手不足の解消を目的としております。実施要項においては地域の変更が想定されています。

近年の定住外国人数は増加傾向にある一方、さらに就労できない外国人が生活保護へ移行するなどの地域経済への影響を払拭するために、このような変更をすることは対象公共サービス、本来のこのサービスの改善のためによるもの、さらにやむを得ないものというふうに判断をいたしました。

次の入札手続の透明性、公平性が損なわれるものではないかということにつきましては、そもそも地域については変更が予定されており、人数やコースをふやしたにすぎず、入札手続の透明性や公平性が損なわれるものではないと判断いたしました。

さらに過去、このような規模の大きくなったものについて変更が認められた先例があるかどうかを事務局に調べてもらったところ、過去、国民年金保険料収納事業において、契約金額の4.7%の増加について認めた事例がございました。本件については、事業規模を契約金額について3%程度増額するものであり、先例を見る観点からも、入札手続の公平性等を損なうものではないと委員会では判断いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○引頭委員長 尾花主査、ありがとうございました。

ただいまの御説明がありました内容について、御意見・御質問ございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、公共サービス改革法第21条第2項の規定より「付議」されました契約変更(案)につきましては、監理委員会として「異存はない」ということにいたします。

続きまして、実施要項の変更(案)について御審議いただきたいと思っております。本件については、事業主体からの報告に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、「建設業取引適正化センター設置業務」について、尾花主査から御報告お願いいたします。

○尾花委員 「建設業取引適正化センター設置業務に係る実施要項の変更案について」審議しましたので、報告いたします。資料8-1をごらんください。

「1. 入札結果及び再度公告入札実施の経緯」について御説明いたします。

この事業の民間競争入札においては、1者の入札参加がございましたが、複数回の再入

札を実施しましたが、予定価格の制限に達する応札ではなかったことから、入札不調となっていました。経緯といたしましては、そもそも事業規模を何千万円程度、実施府省が下げたことから入札価格と予定価格に乖離が生じ、安かったものと思われます。そこで実施府省のほうで、内容を入札価格の算定詳細及び実施要項を検討した結果、実施要項でより高い入札価格を算定する可能性のある条項を明確にすることによって不落を防ぐような実施要項案に変えたいというようなお申し出をいただいたものです。

次に「2. 再度公告入札に向けた見直しについて」をごらんください。

「(1) 配置人員の明確化」ということで、当初は「なお、事業者の判断により、それ以上の配置することは制限しない。」としていて、多くの人数を配置する可能性があったことから、常勤職員を2名で積算するようにと明確化することにより、入札価格が増額されることを防ぐような実施要項(案)としました。

また「(2) 相談に要する機器について」も、「適正化センター専属の機器を新設することを要しない。」旨を追記し、入札参加者が他事業で使用している機器を用いることも可であることを明記して入札価格が増額されることを防いだという実施要項(案)の変更がされておりました。

次回、不落になってしまうととても困るので、この変更について、この実施要項(案)で不落にならないかどうかについては、算定根拠まで含めて小委員会で話を伺い、この実施要項(案)の変更があれば、ひとまず入札不調にはならないだろうということを確認した上で変更案を認めた次第です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○引頭委員長 尾花主査、ありがとうございます。ただいま御説明がありました内容について、御意見・御質問がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

川島委員。

○川島委員 今回不落になった原因として仕様内容以上に積算したということになっているのですけれども、今回、仕様内容というのは前の年に比べて何らかの変更をしたのかどうかというのを念のため確認させてください。

というのが、この委員限りを見ると、ずっと一者応札で、それも引き受けているところが同じ落札者ですので、前の年と一緒にいたら、必要以上に積算することもないと思いましたが、この辺の今回予定価格を下げた、それとともに仕様内容を変更したのか、その点を確認させていただけたらと思います。

○引頭委員長 事務局のほうから申し上げます。

○事務局 事務局より説明させていただきます。こちらの事業は、東京と大阪に相談窓口を設置するというもので、平成27年度は東京に3名、大阪に3名設置しております。来年度の予算が大幅に削減されてしまったために、現状の事業規模が維持できなくなり、東京と大阪に2名以上設置という形に変更しております。

○川島委員 わかりました。ありがとうございます。

○引頭委員長 稲葉委員。

○稲葉委員 今の御質問に私も関連して感じたところがあるのですけれども、入札参加者が仕様内容以上に積算としたというのは、形式的にはそういうことなのでしょうけれども、何でそのように積算したのかというのを想像してみるに、仕事の中身ということについて必ずしも適切に伝わってなかった可能性があるのではないかと。

というのは、前の就労案件もそうなのですが、取引を適正化するというセンターなのですね。ある種政策判断が入っている、事務の中に。一般の民間の企業のように、いろんなもののサービスを供給するとか、物をつくって利益を得るといふのとちょっと違っている面が多分入っているのだらうと思うのですね。だから積算するとき高くなってくるのだらうと思うのですけれども、その辺の表現ですね。どういうことを期待しているかということの書き方とか、適切性を欠いていた可能性はないのかと思います。

私はもう少し、本当はこういう政策判断を要することというのは自分でやれと言いたいのですね。何でもアウトソースしないで、適正化することぐらい行政指導でちゃんとやれというふうに思いますけれども、それを判断してはいけないと、ここの委員会では。そうすると、一步譲って、そここのところがわかるような内容になってないかということ。

○引頭委員長 尾花主査、お願いします。

○尾花委員 私の説明が足りなくて申しわけございません。実は適正化センターという名前は非常に抽象的なものなのですが、参考資料委員限りの「(2)内容」を見ますと、下請代金不払等のトラブルに対して、弁護士や土木・建築の学識経験者により、紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス、建設業法、関係法令違反に対する行政機関の照会等を割と単純な法律相談的なものだったというところなので、適正化という名前にそぐわない業務ではございました。

○稲葉委員 それなら、要らない。単純だったら完全に民間に任しちゃって、お役所あるいは関係機関がやる必要がないのではないですか。

○尾花委員 さらに申し上げますと、先ほど川島委員の御指摘があったとおり、要項自体がきちんと書けているかということ、そこも実は問題がございまして、といいますのも、参考資料委員限りの2ページ目のところの横長の表によりますと、23年度からずっと実施事業者は同じで、結局業務の内容がわからないというよりも、実施要項(案)の審議では十分に第三者でもわかるように書き込んでいるのかどうかというのをむしろ審議したというのが当初の経過でございました。なので、稲葉委員がおっしゃるように、きちんと書けているかという意味でいくと、実施要項、今後も改良の必要が非常にある案件と考えています。

以上です。

○引頭委員長 ありがとうございます。実施要項について、改良の余地がある中で、まずは第三者からみて、誤解が生じないように、また不落にならないようにということ念頭に、小委員会のほうで変更案を御議論されたということだと思います。関根委員、お願

いします。

○関根委員 1つの前の話に戻るような感じなのですが、先ほど今まで3名を2名にするということで、それで2名でそれ以上の配置をすることは制限しないというお話があったのですが、今までずっとやられていたところが3名でやられていたとして、2名でやるというのに例えば不安を感じると、2名プラス、妨げないので3名で積算するとか、そういうことがあり得るような気がするのですが、これは予算の関係等もあると思うのですが、この2名でやるというのは、人数を減らすことによる質的な面というのは十分確保できると、そういう状態で作られているのか。そのあたりが、先ほどから話があった書き込みの問題かもしれないのですが、その点を確認させてください。

○引頭委員長 浅羽委員、どうぞ、今の同じ話ですか。

○浅羽委員 それについて、小委員会に私もおりましたので、まさにそうした議論いたしました。ただ、私たちがしたのは、そもそもこの程度の業務で、この程度の量で、3人もの人を張りつける必要があるのかというのが出発点でした。何でこんなにいっぱいの人を張りつけて、これだけの金額をかけて、この程度のことをやっているのかというのが出発点でした。もちろんそれを議論していく中で本当に必要な部分とそうでない部分いろいろあるのではないかと。ただ、当初は実施府省のほうでは3名分ぐらいは必要だということで話が行ったのですが、予算をやる財政当局、当局のほうはどちらかというと、私どもと同じような発想に立って、この業務にこんなに必要ないのではないかとというようなことで予算を削られたというような経緯でございました。

ですので、今の御質問に、私が答えるべき立場かどうか、ちょっと置いておきまして、議論の内容として紹介させていただくのであれば、今の御質問に対しては、まあ、大丈夫ではないのかというふうに委員会の中では判断したという次第でございます。

○関根委員 ありがとうございます。全然中身がわからなくて、3から2で、単純でいいかということだけですので、むしろ、そういう議論があったということで確認できて、ありがとうございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。それでは、公共サービス改革法第14条第7号の規定により「付議」されました実施要項の変更（案）につきましては、監理委員会として「異存はない」ということにしたいと思います。

引き続き、実施要項の変更（案）について御審議いただきたいと思います。

「東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務について」、稲生副主査から御報告をお願いいたします。

○稲生委員長代理 資料9-1から9-3まで、それから、ポンチ絵がついてございます。

概要でございますけれども、東京税関等が入居している東京港湾合同庁舎他5庁舎の施設管理・運營業務、こういったようなものでございまして、ポンチ絵のとおりさまざまな

関連施設を一括して管理して運営をいただくと、こんなような業務内容でございます。

資料9-1の2.でございますが、変更の経緯が書いてございます。

本実施要項でございますが、入札公告をして、開札をしたのだけれども、先ほども出た同じような現象かもしれませんけれども、複数回の入札をしたにもかかわらず、結果的には予定価格の制限に達する応札がなかったということで不調となったものでございます。

そこで実施要項の規定を見直して再チャレンジをすると、こんなような決定に至ったということでございます。

審議するに当たっての論点3つございました。3.の(1)から(3)でございます。

まず1つ目が、その原因は一体何だろうということでございますが、我々議論したのが入札価格との乖離の要因が一体何であったのかということでございます。9-1のペーパー、若干簡単過ぎますので、資料9-2、税関のほうで出してきたペーパーの裏のページをごらんいただければと思いますけれども、上の(3)でございます。要は人件費部分でございますが、2行目から3行目に書いておりますように、人件費の増加分を結局見込めることができたのかということでございますけれども、結果的には積算した予定価格には、人件費の増加までは見込んでいなかったということでございますが、我々きつめに指摘をしたのですけれども、いろいろ考えてみると、2.のところにも書いてございますが、今回大型というか、いろんな施設の包括的な委託ということもございまして、国庫債務負担行為を活用しまして、5年まとめて予算取りをしているということもあって、そうすると予算要求との絡みが結構シビアであるということで、残念ながら人件費の増加分まではどうやら見込んでもらえなかった節がありました。

ということもありますので、やむを得ない事情であったのかということで歯切れが悪いのですけれども、一応納得した次第でございます。

2つ目の論点ですけれども、今度は入札状況の見直しをどうするのかということで、業務自体は非常に重要な税関業務でございますので必ずやらなくてはいけない。他方、予算の縛りはある。そうすると結果的には業務をどこか削ってやるしかなかなかろうということになるわけでございます。この点の事情がやはり税関の出してきた資料9-2の、先ほど見ていただいた裏のページの2.の中ほど、第2パラグラフでございますけれども、いろいろ書いてございますが、要は複数の官庁が入っているところは、ユーザーサイドのいろんな議論が出てくるので間に合わない。そうすると単独庁舎である東京税関の大井出張所や晴海庁舎の部分については、ここは交渉は非常にシンプルであるので、この中の清掃業務だけを削除してしまっただけで、残りの部分で、言ってみれば予算の範囲内を目標にもう一度入札をしようではないか、こんなような提案があったわけでございます。したがって、これも実際に影響がないということは確認できておりますので、そういう意味ではいたし方ないのかなと判断した次第です。

3つ目の論点でございますが、監理委員会への事後報告となった点ということでございまして、これは資料9-1の裏側のページになりますけれども、本来、きちんと手順を踏

んで、この委員会に報告した後に再度公告となるわけですが、実は4月1日、もう3月に入っておりますので、間に合わないということでございまして、確かに読みが甘かった部分もありますけれども、これも残念ながら仕方がない状況でございますので、小委員会としては、単に了承されたとありますが、やむを得なく、こういう事情で認めざるを得なかったということでございます。

以上3点の論点を議論したということでお諮りをしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○引頭委員長 稲生副主査、ありがとうございます。ただいま御説明がありました内容について御意見・御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。石堂委員、お願いします。

○石堂委員 御説明聞くにつれ、まさしくやむを得ない話だということは重々わかるのですが、この資料9-1の「3. 実施要項の変更(案)の審議結果について」の(1)の【対応】のところに、現在の市場価格等により積算しているとあり、他方、応札事業者は、5年先まで見た価格で入れた、だから合わないのだ。合わないのは当たり前だと思うのですね。ですからよく言っていますように予定価格というのが、ある意味では縛られ過ぎていて、予定価格が何で縛られるかという予算、予算で縛られているから、いつまで行っても解決にならないのですね。ですからこういうのをきっかけに、これはこれでいくしかないとは思いますが、現在の予定価格のあり方、一般的にもオリンピックに向けて物価は上昇するであろう、政府も上昇させようとしているという中で、予定価格はどのように考えたらいいか、真剣にやっついていかないと、これからこういう不調がいっぱい出てくるだろうと思うのですね。

これはこれでまさしくやむなしはやむなしなのですけれども、非常に深刻な問題を含んでいるのだということで考えていくべきではないかと思われました。

○引頭委員長 ありがとうございます。重要な論点の御提示ありがとうございます。ほかにございますか。稲葉委員。

○稲葉委員 もう少しよく考えておやりになったほうがいいと思っておりますね。こういうことはよくあるわけですね、民間などでも。諸条件が例えば長い年月の間に大きく変動する可能性がある。でもそれを長い期間固定して決めたいのだ、そういう契約があり得るのですよ。そのときは変動する予想もつきますけれども、しかし、それが外れる可能性もあるのでリスクプレミアムといいますか、通常よりは少し高めのコストをリスクとしてオンするのです。それを長期で契約することで、発注する側も受注する側もそれでよしとするわけ。でもそうだと多分仕上がりのコストは、実際の実現したコストよりも高くなってしまったりもしれない。そういうときは長期にしないで、あるいは長期でもいいけれども、1年ごとの短期の契約の繰り返し、つまり変動コストですね。固定にするのだったらリスクプレミアム、リスクプレミアムが嫌だったら変動コスト、そういうふうに財政の論理ではなくて、民間で工夫しているようなことを、こういう入札の中に入れたほうが、そろそろいいと思

います。

○引頭委員長 ありがとうございます。石堂主査、稲葉委員からの御指摘につきまして、引き続き、この委員会でも議論していきたいと思えます。

ではよろしいでしょうか。公共サービス改革法第14条第7項の規定により「付議」されました実施要項の変更（案）につきましては、監理委員会として「異存はない」ということにいたしたいと思えます。

続きまして、「第30回公物管理等分科会 審議結果について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○新田参事官 それでは、資料10によりまして、去る1月27日に開催されました「第30回公物管理等分科会」におけます別表フォローアップのヒアリングの結果につきまして御報告を申し上げます。

対象事業といたしましては、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の「JAXA財務・管理系及び共通インフラ系情報システムに係る運用管理業務」ということで、いわゆる情報インフラシステムに関します運用管理の業務でございます。

この点につきましては、従来、下の「ヒアリングの内容等」のところの最初の段落のところに書いてございますが、公共サービス改革基本方針別表の中では、民間競争の入札（市場化テスト）の導入について、平成27年度末までに結論を得るとされていた事業でございます。この件につきまして、当該事業の実施要項でありますとか、これまでのJAXAの取り組みについてヒアリングをさせていただいたということございまして、そのヒアリングの結果、その下、【委員からの主な意見等】に書いてございますけれども、こうした議論がなされたということ、1つは、過去の入札がいずれも不落随契になっているということございまして、これは特に特殊性のある事業でない、一般的なLANのシステム運用管理に関する業務であることから考えても、業務内容の情報発信が不十分だったのではないかと、いわゆる応札者の側にリスクに対する危機感があつて高めの入札になったのではないかと、印象があるということございまして、とりあえず今回もう一度調達をやってみた上で、その事業の方向性を判断したいというJAXA側の御意向でございましたけれども、単に応札者が複数者応札になるということだけではなくて、情報開示なども含めて予定価格範囲内で競争がきちんと働くところまで確認できないと十分な取り組みがあつたとは判断できないとかなり厳しい御意見があつたところでございます。

といいながらということございまして、次期から一部業務をクラウドに移行するなど業務の内容を大幅に見直しているということもございまして、ある意味ではここがチャンスということもございまして、現行の運用業務からどういう部分が今回の事業になっているのかということを見積もることができるようにする必要があるということございまして。

「2. ヒアリングを受けた今後の対応方針」でございまして、今、申し上げましたように、調達の競争性改善についてはまだまだ検討の余地があると思われる一方で、今、申し

上げたように、次期事業から事業の内容そのものが大きく変わるということ。JAXAとしてももう一度自主的な取り組みをやらせていただきたいという御要望があったことも踏まえて、民間競争入札を導入するかどうかことにつきましては、平成28年12月ごろに明らかになります次期調達の結果を踏まえた上で結論づけましょと、いわば先送りという形に整理をされたところでございます。

次期調達におきまして、競争性の改善、これは先ほど申し上げましたように、予定価格範囲内での複数者による競争が実現するかというところを確認できない場合には、次々時の調達、平成32年度開始部分から、民間競争入札を導入するという形で行きましょということになりました。

これによりまして、最後「3. ヒアリングの結果」というところでございますけれども、基本方針別表の中では、平成28年度に実施する次回入札の結果を踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得るという形で書きかえるということになったところでございます。

また今回の1月27日、30回の公物管理等分科会の審議内容は以上でございますけれども、資料はございませんが、今後の分科会のヒアリングの予定に変更が生じたので、あわせて御報告をさせていただきます。

来る3月15日の公物管理等分科会でもヒアリングを予定してございますけれども、その中で、当初、厚生労働省お若者自立支援中央センター事業のヒアリングを行う予定としてございました。当該事業に関しましては、やはり同じような事業の見直しを今検討しているということございまして、見直しの状況がことしの夏に予定されております概算要求のところまで内容が固まらないというお話がございましたので、当初3月にヒアリングを実施する予定でございましたけれども、その内容が固まってから、事務局でその変更の内容を確認した上で改めて分科会でどうするか、扱いを決めるということになりましたので、このヒアリング項目を一部削除することになったところでございます。この点につきまして、あわせて報告させていただきます。

以上です。

○引頭委員長 ありがとうございます。ただいま御説明ありました内容について、御意見・御質問ございましたら、御発言お願いいたします。いかがでしょうか。清原委員、お願いします。

○清原委員 さまざまな、国の公共性の高い部門で、このような情報システムの取り組みには民間委託が進んでいるわけですが、JAXAさんがなかなかうまく行かないというのは、ひょっとして、科学技術の面でも大変国際的な競争力を問われる宇宙に関する技術の面において、セキュリティ上、余り幅広く民間に公開するのではなくて、内部でというような、そういう別の次元の考え方というのがおありなののでしょうか。すなわち民間と連携をして科学研究をしていくということでは、大学研究者もまた民間の研究所の研究者も同じように宇宙開発等についても協調関係もあるとも思うのですが、ヒアリングをされた結果、何かJAXAさん特有の御事情があるのかどうか。そうではなくて、私が申し上げるような深刻

なことではなくて、仕様書等でなかなか難しいものがあるとか、大変高度であるとかといった、何か理由があるのでしょうか。その辺の感触はいかがですか。

○新田参事官 特にそういうセキュリティの問題などで特殊要因があるわけではなくて、一般的な職員の方が使われている情報システム系の管理ということでございまして、もともと民間に出していた部分でもございますし、それが競争が十分働いてないという観点からの改善ということでの御指摘があつての流れでございます。

○清原委員 そうですか。先ほどの人件費に関する問題とも関連するのですが、最近、情報系の専門性を持った方の人材の不足もやはり大きく言われておりまして、マイナンバー制度の関係ももちろんあるかと思いますが、自治体でもかなり人材については苦労しているところもあります。そこで、共感を持っての問題提起でございますが、国家的にこういう人材育成をしていただかないと、なかなか競争関係が働かないという中では、ますます類似例が出てくるのかなと思います。情報システム関係では、財務・管理系、共通インフラ系について、ほかの府省の取り組みについては一定の進捗が見られるわけですので、ぜひ先ほどの問題と直接関係ないように見えて、やはり「人材の問題」だと思いますので、何らかの形でもう少し幅広くナショナルにこの点について問題提起ができればなとも感じました。

以上です。ありがとうございます。

○引頭委員長 貴重な御意見ありがとうございました。ほかにもございますか。

では、よろしいでしょうか。宇宙航空研究開発機構及び厚生労働省の件につきましては、事務局において、継続して状況を御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、「第11回地方公共サービス小委員会 審議結果について」、事務局より御説明をお願いいたします。

○新田参事官 それでは、資料11-1と11-2によりまして、去る2月24日に開催されました「第11回地方公共サービス小委員会」の審議の結果につきまして御報告申し上げます。

審議の内容2つございまして、まず1点は、地方公共団体で行われております窓口業務の民間委託の実態調査を行ったところでございますが、実態調査の詳細の報告、理由がまず1点でございます。これは資料11-2に、これは報告書の一部抜粋でございますけれども、添付させていただいておりますが、これにつきまして御報告をしたということでございます。

資料11-1の1.の最初のところに【審議を通じて確認された事項】と書いてございますが、概要を簡単に書いてございますけれども、全国1,741の市町村にアンケート調査を行って、また、あわせて補足調査として、10市区町村、9民間事業者ヒアリング調査を行った。それによりまして、窓口業務等の民間委託の活用の現況でありますとか、メリット、課題等を整理したものでございます。

【委員からの主な意見】ということで、下のところに幾つか書かせていただいておりますが、端的に申し上げますと、調査の掘り下げが足りないのではないかと少し厳しい

御意見をいただいたところでございます。その意見を踏まえまして、この窓口業務の民間委託の状況について、現状の課題が一定明らかになったということは有効であるということ。また、これらにつきまして、さらに踏み込んで具体的に議論しなさいという御指示をいただいた内容でございます。

また、もう一点、次のページでございますけれども、「2. モデル自治体の選定（案）と今後の取組方針について」というところも御審議いただきました。モデル自治体と申しますのは、前回、小委員会の報告をさせていただいたときにも御紹介申し上げましたけれども、今の地方公共団体の窓口業務等の民間委託の推進ということでございまして、その検討に当たりまして、地方公共団体で具体的に窓口業務の委託を考えているところに御協力いただく。それらにつきましてモデル自治体となっていていただいて、実際の実務に即して、今現場がどうなっているのか、業務を発注する際にどういう作業が必要なのか、そうした業務フローでありますとか、委託のための仕様書、さらにマニュアル、こうしたものについての標準化を図っていくことについてもお手伝いいただくということにしております。

このモデル自治体につきまして、同じ資料の今見ていただいた次のページに参考資料委員限りと書かせていただいているものがついておりますけれども、これによりまして御報告させていただきます。

当初6～8団体程度モデル自治体を選定したいということで予定しておりましたところ、公募をさせていただいたところ、10の自治体からお声がかかりました。この中で具体的な業務の内容等について調整していく中で、2つの自治体については御辞退があったということでございますので、最終的に8つの自治体をモデル自治体として選定させていただいたところでございます。

また、具体の検討項目といたしましては、その下の（2）の真ん中のところに書いてございますけれども、検証対象業務として、住民基本台帳関連業務、戸籍関連業務という基本的な窓口業務の内容、それから、新しい業務になりますけれども、マイナンバーに関連する業務、国民健康保険に係る業務、これは民間委託がなかなか進んでない分野でございますけれども、これらの新しい分野や今進んでない分野、これらにつきましても対象にするということで、この4業務について検討を行うというふうに考えてございます。

裏のページにモデル自治体のプロフィールといいたしまししょうか、簡単に業務をそれぞれ8つの自治体が御希望されているかということと、人口規模について簡単に書いてございます。A、B、C、Dということで、自治体名は伏せさせていただいておりますけれども、これは自治体からの御意向もございまして、当分の間は自治体名を伏せた形で進めたいと考えております。

人口規模としては5万クラスの比較的小規模な市町村から、50万人超の大規模なところまでいろいろな規模のところに御参加いただけたということで初期の目的は果たせるのではないかと考えております。

次のページでございますけれども、平成28年度中にこれらのモデル自治体に、具体的に

現地に訪問させていただいて、自治体ごとの業務フローやコストを詳細に調査した上で、標準的なフローチャートや業務手順書、委託可能範囲を切り出した形での標準的な委託仕様書などの検討を進めていくということにしてございまして、平成29年度に具体的にこれらのモデル自治体において実際に委託の作業をしていただいて、課題をさらに追求した上で、平成30年度以降に標準委託仕様書等として、まず展開を図るということを予定しているものでございます。

この件につきまして、もとに戻っていただいて2ページ目でございますけれども、委員からもいろいろと御意見をいただいたところでございますが、おおむね基本的には御了承いただいたということでございまして、今後これらのモデル自治体の協力のもとに小委員会の下に、機動的に検討するためのワーキンググループを設置いたしまして、ワーキンググループが中心になって検討を進めるという方向で結論いただいたということでございます。

説明は以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見・御質問ございましたら御発言お願いいたします。いかがでしょうか。清原委員、何かございますか。

○清原委員 ありがとうございます。この地方公共サービス小委員会には参加をさせていただいております、毎回熱心な議論が進んでいます。大変大切なことは、今回もモデル自治体を選定させていただいて、できる限り具体的な現場で課題の実相と解決の方向性を検証していくことがこの小委員会で確認されていることです。これまでもこうした取り組みで一定の発信ができましたので、今回も来年度こうしたモデル自治体の取り組みを踏まえて、まさに自治体の現場の実態に即した方向性を提案できれば幸いだと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○引頭委員長 北川委員。

○北川委員 この監理委員会のあり方の一番最後のそれにも関連すると思うのですが、かなり実績を積み、モデル自治体を選定していろんな調査もし、また、さらに今度自治体をやるわけですが、その中でもう一回見直したほうがいいのではないかと。そもそも論でIoTとかAIとか進化する中で、今までの業務がそんなものだという思い込みの中で動いている面もあるのだろうと。したがって一遍、私はここの委員会の成果はすごく上がっていると思うのですが、あり方そのものをもう一回、どのような角度で見直したらいいか、そういう議論が委員の中からも随分出まして、私もそのように思いますので、後ほどの議論に付したいかと、そんな感じしております。

○引頭委員長 ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。今後につきましては、報告書で明らかになりました課題に対して、モデル自治体や民間事業者と連携して、地方公共サービス小委員会において、主体的に検討を進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席お願い

申し上げます。